加西市店舗等立地促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新たに市内に店舗又はオフィスを立地しようとする事業者のうち、加西市の経済の振興及び市民生活の向上に寄与すると考えられる事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域全体の活性化を図ることを目的とし、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　新設店舗　加西市内に店舗又はオフィス（以下「店舗等」という。）を有しない者が、新たに市内に取得した店舗等又は市内に店舗等を有する者が、当該店舗等の営業規模を維持しつつ、業務拡大や異業種展開等のため、新たに市内に取得した店舗等をいう。

(２)　従業員　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第４条第１項に規定する被保険者として事業者に雇用されている常用雇用者のうち、１週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。

(３)　新規従業員　従業員のうち、新設店舗において就労させるために新規に雇用された者をいう。

(４)　中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する事業者（個人事業者を含む。）をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する企業を除く。

ア　発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を中小企業基本法第２条第１項の規定により国の施策の対象とされる中小企業者以外の会社（以下「大企業」という。）が単独で所有している中小企業者

イ　発行済株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を、複数の大企業が所有している中小企業者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている事業者とする。

(１)　日本標準産業分類（令和５年総務省告示第256号）に定める業種のうち別表第１に掲げる業種を営む事業者であること。

(２)　市内で既設の建物を取得し、新設店舗を立地する中小企業者であること。

(３)　営業計画期間が２年以上であること。

(４)　１週間当たりの営業日が５日以上であること。

(５)　商工会議所、商店街組合等の商工団体の会員であること又は入会すること。

(６)　都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令を遵守すること。

(７)　市税等を滞納していないこと。

(８)　国や県等から同様の事由による補助金等を受けていないこと。

(９)　加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

（補助金の交付額）

第４条　補助の対象となる経費、補助率及び補助金の額等は別表第２で定めるとおりとし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（交付事前申込み及び受理決定）

第５条　補助金の交付を受けようとする事業者は、事業の用に供する建物及び土地（以下「建物等」という。）の取得の前に加西市店舗等立地促進補助金交付事前申込書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、この限りではない。

(１)　事業計画書

(２)　収支予算書

(３)　新設店舗の用に供する建物等に係る取得の見積金額が分かる書類の写し

(４)　事業の実施場所が分かる図面

(５)　加西市に住民登録している新規従業員の労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第１項に規定する労働者名簿（以下「労働者名簿」という。）

(６)　都市計画法、建築基準法その他の法令による許可、確認等が必要なものについては、許可書等の写し

(７)　申請者が個人の場合は住民票及び履歴書、法人の場合は会社要覧・事業要覧、直近の決算書、定款及び法人全部事項証明書又はその写し

(８)　中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第１項の規定に基づき、国が認定した認定経営革新等支援機関のうち市長が認めた機関による事業計画及び収支予算の策定支援を受けたことが確認できる書類

(９)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、その結果について、交付事前申込みをした事業者（以下「交付事前申込事業者」という。）に対して加西市店舗等立地促進補助金交付事前申込受理決定通知書により通知するものとする。

（事業計画の内容変更及び中止）

第６条　前条の規定により受理決定を受けた交付事前申込事業者は、補助金の交付申請をするまでの間に、当該決定に係る内容を変更又は中止しようとするときは、加西市店舗等立地促進事業計画変更等承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　変更事業計画書

(２)　変更収支予算書

(３)　前条第１項第３号から第６号のうち変更があった書類

(４)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定により変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、その結果について、交付事前申込事業者に対して加西市店舗等立地促進事業計画変更等承認通知書により通知するものとする。

（交付申請及び決定）

第７条　交付事前申込事業者は、新設店舗の営業開始日から起算して１年を経過した日から60日を経過した日又は営業開始日から起算して１年を経過した日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、加西市店舗等立地促進補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、この限りではない。

(１)　事業実績書

(２)　収支決算書

(３)　新設店舗の用に供する建物等に係る取得費用が分かる書類の写し

(４)　新設店舗の用に供する建物等全ての登記事項証明書

(５)　事業の実施場所が分かる図面

(６)　営業開始日から１年間の営業上の収支状況が分かる書類の写し

(７)　新規従業員の雇用に係る経費の補助金申請を行う場合には、次に掲げる書類

ア　対象者の労働者名簿

イ　１年以上の継続雇用を証する書類

(８)　直近の市税等の滞納がないことが確認できる書類（申請者が法人の場合は、その代表者を含む。）

(９)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して加西市店舗等立地促進補助金交付決定通知書により通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条の通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、加西市店舗等立地促進補助金請求書により、市長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第９条　市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

(２)　交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

(３)　新設店舗の営業開始日から起算して２年以内に当該店舗の継続的な使用を休止し、若しくは廃止し、又は補助金の交付の対象となった事業以外の用途に供したとき。

(４)　その他市長が不適当と認めるとき。

２　市長は、交付決定の取消しを行ったときは、補助事業者に対して加西市店舗等立地促進補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、加西市店舗等立地促進補助金返還命令書により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行日前までの交付事前申込事業者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大分類 | 中分類 | 備考 |
| Ｇ　情報通信業 | 中分類37～41 | １　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に定める業種、社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする営業、その他市長が適当でないと認める営業を行う者を除く。  ２　小分類における管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。 |
| Ｉ　卸売業、小売業 | 中分類56～60 |
| Ｊ　金融業、保険業 | 中分類67 |
| Ｋ　不動産業、物品賃貸業 | 中分類68～70 |
| Ｌ　学術研究、専門・技術サービス業 | 中分類71～74 |
| Ｍ　宿泊業、飲食サービス業 | 中分類75～77 |
| Ｎ　生活関連サービス業、娯楽業 | 中分類78～80 |
| Ｏ　教育、学習支援業 | 中分類81～82 |
| Ｐ　医療、福祉 | 中分類83～85 |
| Ｒ　サービス業（他に分類されないもの） | 中分類91,92，95 |

別表第２（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象経費 | 内容 | 補助率 | 限度額 |
| 店舗等の立地に係る経費 | 事業の用に供する建物等の取得費（改装が必要な場合は、当該事業に必要な範囲内のものに限る。） | 20分の１以内 | 300万円 |
| 新規従業員の雇用に係る経費 | 加西市に住民登録している新規従業員を新設店舗の営業開始日から起算して、１年を経過する日までの間において継続して雇用した場合に要する経費 | １人あたり10万円 | 50万円 |